平成２２年（フ）第７４９号
神奈川県平塚市南豊田32―１、申立時の住所相模原市南区磯部1736番地　サンハイツ磯部203
債務者　小川原一雅
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７５４号
相模原市中央区千代田７丁目５番２号
債務者　木村　千美
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７６４号
相模原市中央区清新１丁目４番１号　エンゼルハイム102
債務者　坂口美由紀（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７８３号
相模原市中央区矢部１丁目３番12―205号
債務者　松本　公徳
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７８４号
相模原市中央区矢部１丁目３番12―205号
債務者　松本　徳子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７８６号
相模原市南区古淵４丁目23番18号　マリーアドレー201
債務者　オブレージャ玲子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３１９５号
横浜市港北区綱島西４―５―40　プランニングＵ・ＧＯ、住民票上の住所宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末9116番地
債務者　久米　利幸
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３４号
愛知県豊橋市東小鷹野１丁目12番地４　102
債務者　丸山　宏美（旧姓赤坂）
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３５４号
愛知県豊橋市牛川薬師町35番地３
債務者　牛草　芳郎
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３５９号
愛知県豊橋市富士見台３丁目26番地45　Ｂ―205
債務者　加藤　丈詞
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３６０号
愛知県豊川市金塚町１丁目74番地　中条住宅２棟303号
債務者　仲宗根大五郎こと　ナカソネ　ラズリ　ダイゴロウ
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３６５号
愛知県豊川市上長山町上新屋４番地７、従前の住所愛知県豊川市上長山町東水神平８番地７
債務者　小林　政伸
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３７３号
愛知県豊川市三上町勝山91番地、従前の住所愛知県豊橋市牛川町字東側３―１　カレッジハマナス幸２Ｄ
債務者　山本　陽子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第９２４号
岡山市北区芳賀5115番地54
債務者　松尾　博子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部